様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年　　月　　日

　　　所管行政庁　　　殿

　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号

　　 第　　　　　　　　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日

　年　　　月　　　日

３．認定に係る建築物の位置

４．申請の対象とする範囲

□建築物全体

□住戸の部分のみ

□建築物全体及び住戸の部分

５．変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 認定番号欄 | 決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　 　号 | 第　　　 　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２．３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限ります。）を記載してください。

３．４欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。